

# 事業認定申請書等の作成要領

## 目 次

1 . 事業認定申請書等の様式 .....	P 2 ~ P 6
2 . 申請書の作成要領 .....	P 7 ~ P 8
3 . 事業計画書の作成要領 .....	P 9 ~ P16
4 . 添付図面の作成要領 .....	P17 ~ P18
5 . 関連事業施行証書の作成方法 .....	P19 ~ P20
6 . 法第 4 条地関係書類の作成方法 .....	P21 ~ P23
7 . 法令制限地関係書類の作成方法 .....	P24 ~ P25
8 . 施行権限証書の作成方法 .....	P26
9 . 法第 1 5 条第 1 4 の規定に基づき講じた措置の実施状況を 記載した書面の作成方法（事前説明会の開催手続等） .....	P27 ~ P29
事業認定申請 Q & A .....	P30 ~ P32

事業認定申請書等の様式

第 号  
令和 年 月 日

長崎県知事 様

起業者 (所在地)  
(団体名)

上記代表者 印

事業認定申請書

土地収用法第16条の規定によって、下記により、事業の認定を受けたいので、申請いたします。

記

- 1 起業者の名称
- 2 事業の種類
- 3 起業地
  - イ 収用の部分
  - ロ 使用の部分
- 4 事業の認定を申請する理由

## 添付書類

- |   |           |
|---|-----------|
| 1. 事業計画書                                    | 添付書類第 1 号 |
| 2. 起業地を表示する図面                               |           |
| (1) 位置図(縮尺 1/25,000) 1 葉                    | 添付図面第 1 号 |
| (2) 起業地表示図(縮尺 1/ ) 葉                        | 添付図面第 2 号 |
| 3. 事業計画を表示する図面                              |           |
| (1) 事業計画表示図(起業地表示図と併用)                      |           |
| (2) 縦断面図(縮尺 1/ ) 葉                          | 添付図面第 号   |
| (3) 横断面図(縮尺 1/ ) 葉                          | 添付図面第 号   |
| (4) 建物平面図(縮尺 1/ ) 葉                         | 添付図面第 号   |
| (5) 建物立面図(縮尺 1/ ) 葉                         | 添付図面第 号   |
| 4. 関連事業を施行する必要が生じたことを証する書面                  | 添付書類第 号   |
| (1) 照会文(写し) 通                               |           |
| (2) 回答文(写し) 通                               |           |
| 5. 土地収用法第 4 条に規定する土地に関する書類                  |           |
| (1) 法第 4 条地調書                               | 添付書類第 号   |
| (2) 法第 4 条地表示図(起業地表示図と併用)                   |           |
| (3) 土地管理者の意見書                               | 添付書類第 号   |
| 照会文(写し) 通                                   |           |
| 回答文(写し) 通                                   |           |
| 6. 法令の規定による制限のある土地に関する行政機関の意見書              | 添付書類第 号   |
| 照会文(写し) 通                                   |           |
| 回答文(写し) 通                                   |           |
| 7. 事業の施行に関する行政機関の許認可書(又は意見書)                | 添付書類第 号   |
| 工事計画認可(許可)申請書(写し) 通                         |           |
| 認可(許可)書(写し) 通                               |           |
| 8. 土地収用法第 15 条の 14 の規定に基づき講じた措置の実施状況を記載した書面 | 添付書類第 号   |

(注) 添付書類は、土地収用法第 18 条第 2 項及び土地収用法施行規則第 3 条に規定されていますのでご確認ください。

(事業計画書様式例)

添付書類第1号

# 事業計画書

(注)各添付書類には、当該添付書類の名称及び添付書類の番号を記載した表紙をそれぞれ付してください。

## 1 事業計画の概要

申請に係る事業の目的及び内容を具体的に記載する。

## 2 事業の開始及び完成の時期

(例)

開始の時期 令和 年 月

完成の時期 令和 年 月

## 3 事業に要する経費及びその財源

(1) 経費

(2) 財源

## 4 事業の施行を必要とする公益上の理由

## 5 収用又は使用の別を明らかにした事業に必要な土地等の面積、数量等の概数並びにこれらを必要とする理由

(1) 収用の部分

地目	面積	備考

(2) 使用の部分

(3) 起業地内にある主な支障物件の種類及び数量

(4) これらを必要とする理由

## 6 起業地等を当該事業に用いることが相当であり、又は土地等の適正かつ合理的な利用に寄与することになる理由

候補地比較表(3案比較)及び起業地選定比較図を末尾に添付すること。

【参考様式】

候補地比較検討一覧表

比較項目		A 案 ( 地区 )	B 案 ( 地区 )	C 案 ( 申請案 ) ( 地区 )
敷地	有効敷地	m <sup>2</sup>		
	法面等	m <sup>2</sup>		
	計	m <sup>2</sup>		
社会的項目	事業に必用な土地の面積 (地目毎)	宅地 m <sup>2</sup> 田 m <sup>2</sup> 計 m <sup>2</sup>		
	主な支障物件の数量	住家 棟 非住家 棟		
	土地利用に与える影響			
技術的項目	工事内容	盛土工 m <sup>3</sup> 切土工 m <sup>3</sup> 擁壁工 m <sup>2</sup>		
	工事の施工性			
経済性	工事費	千円		
	用地及び補償費	千円		
	その他	千円		
	計	千円		
総合判断				
判定		不採用	不採用	採用

〔備考〕

この一覧表の中の各項目は、参考例です。候補地の選定に当たっては、事業の種類や内容によって比較する項目が異なりますが、「社会的」、「技術的」及び「経済性」の各側面からの比較が必要です。

p.15 の「記載上の留意点」に留意して作成してください。

## 1 申請書の作成要領

### (1) 起業者の名称

市が起業者の場合は、起業者名は、単に「市」と記載してください。

(例) { 起業者 長崎県 市 町 番号 }  
          { 上記代表者 市長 }

### (2) 事業の種類

事業は、それ自体が独立して公益性判断の対象となるものでなければなりません。できるだけ具体的に記載してください。

(例) 「市総合公園建設工事及びこれに伴う附帯工事並びに市道付替工事」

- ・附帯事業 当該事業を施行する上で必要不可欠の事業、例えば工事用道路等に関する事業で、法第3条第35号の規定により収用適格事業とされているもの。
- ・関連事業 当該事業の施行によって法第3条各号に掲げる他の施設の機能を害した場合に、その回復のために行う事業

### (3) 起業地

起業地とは、事業を施行する土地のことなので、単に協議不調の土地に限らず、事業の用に供する全ての土地が起業地になります。

「イ 収用の部分」とは、起業者が土地の取得を必要とする部分のことで、「ロ 使用の部分」とは、事業による土地利用の形態が使用で足りる部分のことです。

使用の部分がない場合は、「ロ 使用の部分 なし」と記載してください。

「イ 収用の部分」及び「ロ 使用の部分」は、県、市、郡、町、大字及び字をもって表示し、ふりがなをつけてください。ただし、県、郡、市、町、大字、字の字句にはふりがなをつけないでください。

誤字、誤植等ないように充分注意してください。また、確認のため、参考資料として字毎に登記記録（登記簿謄本）を添付してください。

最後に「地内」と記載してください。

### (4) 事業認定を申請する理由

事業認定を申請する理由については、その要旨を簡明に記載してください。

なお、記載すべき事項は、次のとおりです。

事業が法第3条各号のいずれかに掲げるものに関する事業であること。

事業計画の内容及び目的（全体計画がある場合は全体計画から説明するこ

と。)

主に、後掲「事業計画書」中の「事業計画の概要」及び「事業の施行を必要とする公益上の理由」の部分のを要約して記載します。

事業認定申請に至った用地交渉の概略（土地所有者及び関係人の概数、必要面積及びその進捗率、交渉開始年月）

収用又は使用しようとする対象物（例えば、土地、第一種漁業権等）

事業の施行に関して、免許、許可又は認可等が必要である場合又は議会の議決が必要である場合等には、当該処分又は手続きを終えたこと等

附帯事業や関連事業がある場合は、本体事業とは別に、収用適格事業である旨を記載すること。

#### 【作成例1】（「事業認定申請に至った用地交渉の概略」税金対策目的の場合）

本事業に必要な土地の面積は、 $m^2$ で、その取得については、平成 年 月から、土地所有者 名及び関係人 名と交渉を重ねており、本事業の公益性や必要性については了解を得られているが、あらかじめ事業の認定を受け、事業の計画的施行を図るものである。

#### 【作成例2】（「事業認定申請に至った用地交渉の概略」収用目的の場合）

本事業に必要な土地の面積は、収用の部分と使用の部分を含わせて  $m^2$ 、土地所有者及び関係人は 人であり、平成 年 月から用地取得の協議を重ね、平成 年 月 日時点までに、事業に必要な面積のうち約 %に当たる  $m^2$ 、土地所有者及び関係人のうち約 %に当たる 名について、円満に協議が成立しているものである。

起業者としては、今後とも誠意をもって用地取得の協議を重ね、円満に解決するよう努めるものであるが、任意による解決が困難な場合には、速やかに収用委員会の裁決を求められるよう、あらかじめ事業の認定を受け、事業の円滑な進捗を図ろうとするものである。

#### 【「附帯事業」の作成例】

また、附帯事業として国道 号から施設までの進入道路を建設するもので、土地収用法第3条第35号に該当するものである。

#### 【「関連事業」の記載例】

さらに、本体工事の施行に伴い準用河川 川が分断されるため、関連事業としてこれを付け替えることが必要かつ適当と認められるので、同時に施行しようとするものであり、土地収用法第3条第2号に該当する事業である。



## 2 事業計画書の作成要領

### (1) 記載事項と添付書類

事業計画書は、事業の内容を説明するものです。

次の事項を記載し、内容を説明する参考資料等を別途、「参考資料等」として提出してください。

事業計画の概要

事業の開始及び完成の時期

事業に要する経費及びその財源

事業の施行を必要とする公益上の理由

収用又は使用の別を明らかにした事業に必要な土地等の面積、数量等の概数並びにこれらを必要とする理由

起業地等を当該事業に用いることが相当であり、又は土地等の適正かつ合理的な利用に寄与することになる理由

### (2) 記載要領

事業計画の概要

ア 事業計画の総論ともいふべきものですから、単に事業の工事計画だけでなく、申請にかかる事業の目的及び内容を具体的に記載してください。

記載すべき事項は、事業によって差異がありますが、この項を見れば施行しようとする事業の概要が明らかになるようにしてください。

イ 申請する事業が全体計画の一部であるときは、全体計画と起業地計画を分けて記載してください。

ウ 事業の内容は、できる限り数字を上げて説明してください。工事の概要は、適宜表にして表示してください。また、施設基準や構造基準がある場合は、当該施設基準等による旨記載してください。(参考資料として、施設基準等又は類似施設の面積比較表等を添付すること)

エ 附帯事業又は関連事業を施行する場合には、その事業内容を区分して記載してください。また、関連事業には別に関連事業計画書を添付してください。

### (関連事業計画書の作成例)

図面表示番号	施設の名称	管理者	現況			計画		
			延長	幅員	構造	延長	幅員	構造
1	準用河川 川	市	40m	2.0m	コンクリートU型水路	30m	2.0m	コンクリートU型水路

### 事業の開始及び完成の時期

事業の開始の時期は、用地交渉着手の時期とし、物理的な工事の完成の予定時期を完成の時期としてください。

申請にかかる事業が、全体計画の一部であるときは、全体計画と申請事業の双方の時期を記載してください。

### 【作成例（全体計画がある場合）】

#### 2. 事業の開始及び完成の時期

##### (1) 全体計画

開始の時期 令和 年 月

完成の時期 令和 年 月

##### (2) 起業地計画

開始の時期 令和 年 月

完成の時期 令和 年 月

### 事業に要する経費及びその財源

ア 本項は、起業者が事業を施行する十分な経済的能力を有するか否かを審査するための項目です。必要な予算措置が講じられていない場合は、事業認定を受けることができません。

イ 経費区分、特に「用地費及び補償費」を明記してください。

ウ 多年にわたる事業計画にかかる経費は、年度区分としてください。

（申請年度の前年度までと、申請年度、申請年度の翌年度以降の3区分とする場合もあります。）

エ 全体計画の一部である場合は、全体計画の事業費も併せて記載してください。

オ 関連事業に要する経費は、本体事業に要する経費とは区分して記載してください。

カ 財源のうち、国又は県の補助を受けている場合は、補助率を示し根拠法令を記載してください。

キ 起債を財源とするときは、その額、発行の許可がされているときには、その旨、許可がされていないときは、不許可の場合他の財源（例えば一般財源）で充当する旨を記載してください。

ク 基金を財源とするときは、その旨を記載してください。

ケ 用地の取得を開発公社その他起業者以外の者が行う場合には、その旨、記載してください。

また、この場合には、参考資料として起業者と用地を取得する者との間の用地取得に関する協定書、覚書のほか、用地の取得をする者自体における予算措置の状況を明らかにする書類を提出してください。



(オ) 申請事業により失われる利益（例えば、保全すべき動植物や文化財等）及びこれに対する評価を記載してください。

エ 上記の説明には、既存の各種統計資料や起業者が調査した客観的なデータの数値を随時交えて記載してください。なお、有識者等による検討結果、文献調査結果、他の事業における類例を活用することもできます。（詳細にわたる基礎資料を、別途「参考資料等」として提出してください。）

オ 附帯事業及び関連事業についても各々公益性を説明してください。

#### 【失われる利益（保全すべき動植物や文化財関係が存在しない場合）の記載例】

本件事業が生活環境等に与える影響について、起業者は、令和 年 月に起業地及びその周辺の土地を対象に調査を行っている。

既存文献などに基づく調査や南島原市環境課への照会結果においても、起業地及びその周辺には、保護を必要とする希少性のある動植物は確認されていないことから、環境に与える影響は軽微であると認められる。

また、本件事業の起業地には、文化財保護法（昭和 25 年法律 214 号）第 93 条の規定に基づき指定された周知の埋蔵文化財包蔵地は存在していない。なお、工事の実施に当たり遺構等が確認された場合は、起業者は、南島原市教育委員会と協議を行い、必要に応じて記録保存を含む適切な措置を講ずることとしている。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

収用又は使用の別を明らかにした事業に必要な土地等の面積、数量等の概数並びにこれらを必要とする理由

ア 本項は、法第 20 条第 3 号及び同条第 4 号の要件審査のための項目です。

イ 事業に必要な土地の面積の概数については、起業者の所有地のように買収を要しない土地や、法第 4 条地等も含めて、当該申請にかかる事業に必要な土地全体の概数を記載してください。

ウ 収用又は使用の別を明らかにして記載してください。いずれか一方がない場合は、その旨記載してください。

エ 現況地目、実測面積によってください。計画書に面積を記載する際は、概数でも構いません。

オ 権利（鉱業権、漁業権等）を収用又は使用しようとするときは、申請書の権利と対応させ、消滅又は制限しようとする権利の種類、内容及び権利の数等を記載してください。

カ 起業地内に存する主な支障物件の種類及び数量も記載してください。

支障物件の種類及び数量については、事業開始のときにあった物件を記載し、事業認定の際に既に移転、除去が完了しているものについては、その旨記載してください。

キ 関連事業がある場合は、本体事業と区分して記載してください。

## 【作成例】

5. 収用又は使用の別を明らかにした事業に必要な土地の等の面積、数量等の概数並びにこれらを必要とする理由

(1) 事業に必要な土地の面積

イ. 収用の部分

地目	面積 (㎡)	備考
田	10,150	民有地
山林	2,000	民有地
計	12,150	

ロ. 使用の部分

なし

(2) 移転を要する主な支障物件

倉庫 2棟 (1棟移転済み)

(3) これらを必要とする理由

これらの土地は、事業計画の概要で述べた本事業を実施するための必要かつ最小限の用地である。

物件については、これらの土地に存在し、移転を要する主なものである。

起業地等を当該事業に用いることが相当であり、又は土地等の適正かつ合理的な利用に寄与することになる理由

ア 本項は、事業計画が土地の適性かつ合理的な利用に寄与するものであるかどうか(法第20条第3号)を審査するための項目です。ここでは、主として、土地の選定の理由を記載することになります。

イ 他の場所を選定せず、なぜ、この場所を選定したかという理由を、比較設計等の引用により具体的に記載し、起業地の特性を明らかにしてください。

具体的には、起業地を選定するに当たって考慮すべき基本的なポイント(要件)を設定し、それについて考えられる起業地案(通常は3案)を比較し、当該起業地案が最適であるということを述べていくことになります。

ウ 代替案と比較するに当たっては、考慮すべき事項として次の事項があげられます。

- ・利用効率 事業の目的を果たしえる最も有効な位置にあること。
- ・施工性 地形、地質、周辺環境、技術的見地から最も施工が容易であること。
- ・社会性 支障物件の多少、民有地の潰地を最小限にとどめる等、社会的条件から優れていること。また、周辺の土地利用の状況から社会的に優れていること等
- ・経済性 必要とする経費から見た経済性

エ この項目の最後に、記述に加えて「候補地比較検討一覧表」(別紙参照)を添付してください。

オ なお、申請事業の事業計画が都市計画決定された都市施設の内容と合致しているときは、代替案との比較は必要ありませんが、当該申請地を選定した理由については、記載してください。

カ 附帯事業及び関連事業については、本体事業との関係を説明した上で、起業地の位置選定の合理性について説明してください。

#### 【作成例】

6．起業地等を当該事業に用いることが相当であり、又は土地等の適正かつ合理的な利用に寄与することになる理由

～から本事業の必要性が生じたものである。（～のために本事業を実施しようとするものである。）

このことから、次のような条件に適合する候補地を選定し、各候補地について、利便性、施工性及び経済性の観点から比較検討を行い、本申請の起業地を決定した。

- (1) 地区の住宅地内にあること。
- (2) 国道又は市道に面した土地であること。
- (3) に支障がないこと。

上記の要件を満たす候補地として、次の3箇所を選定した。

A案は である。当該地は、～

B案は である。当該地は、～

C案は である。当該地は、～

以上のことから、C案の用地を選定したものであり、当該用地を本事業の用に供することは、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものである。

【候補地比較検討一覧表 作成例】

候補地比較検討一覧表

比較項目		A案 (地区)	B案	C案(申請案)	(記載上の留意点)
敷地	有効敷地面積	m <sup>2</sup>			申請案には「(申請案)」と記載 3案とも同じ面積とすること
	法面等	m <sup>2</sup>			有効敷地以外の面積を記載
	計	m <sup>2</sup>			申請案は「事業計画書の5」の合計面積と整合
社会的項目	事業に必用な土地の面積(地目毎)	宅地 m <sup>2</sup> 田 m <sup>2</sup> 計 m <sup>2</sup>			各現況地目毎に自己所有地を含む面積を記載 計は「敷地の計」と整合 申請案は「事業計画書の5」と整合
	主な支障物件の数量	住家 棟 非住家 棟			家屋は住家、非住家に区分して棟数を記載 申請案は「事業計画書の5」と整合 移転物件がない場合はその旨を記載
	土地利用に与える影響				土地利用に与える影響について簡潔に記載 (例)「支障物件が3案中最も少なく、土地利用に与える影響は小さい。」
技術的項目	工事内容	盛土工 m <sup>3</sup> 切土工 m <sup>3</sup> 擁壁工 m <sup>2</sup>			造成工事や、地盤改良工、建物の特殊基礎工の工事内容について記載 造成工事等の必要がない場合はその旨を記載
	工事の施工性				工事の施工性の難易度について簡潔に記載 (例)「土質が悪く、地盤改良が必要であり、工事期間が長期になるなど施工性が劣る。」
経済性	工事費	千円			市(町)有地等、購入の必要のない土地についても計上すること  申請案は「事業計画書の3」と整合
	用地及び補償費	千円			
	その他計	千円			
総合判断					上記を踏まえ、計画の合理性の総合判断を簡潔に記載 (例)「地域住民の土地利用に与える影響は少ないが、施工性に劣り、C案と比較し事業費が多く、技術的及び経済的に見て合理的な計画といえない。」
判定		不採用	不採用	採用	「採用」、「不採用」の別を記載

### 3 添付図面の作成要領

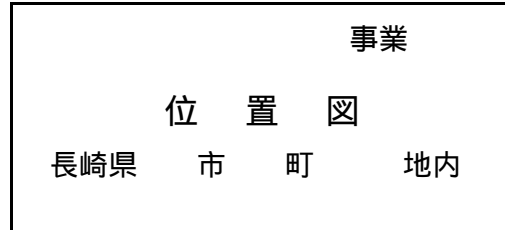
#### (1) 位置図

国土地理院発行の縮尺2万5千分の1の一般図(地形図)によって起業地の位置を示してください。(複写する場合は、国土地理院の承認が必要とされる場合がある。)

起業地の形状をできるだけ正確に表示し、適宜の色で着色したうえで、引き出し線を用い、「起業地」と表示してください。

全体計画の一部を起業地とする場合は、全体計画の施行予定部分も表示してください。

図面上部には、右のように表示してください。



#### (2) 起業地表示図(及び法第4条地表示図)

縮尺百分の1~千分の1程度(通常は5百分の1)

実測した地形図(物件を含む)により、現況(計画前)を忠実に表現してください。

起業地だけでなく、付近の地形、主要な建物も記載してください。

図面中に、縮尺、方位、字界及び字名を記載してください。また、図面が数枚になるときは、図面番号を付けてください。

起業地は、次のように、はみ出さないように厳密に着色してください。

(事業を施行するのに必要な土地であれば買収したか否かを問わず着色すること)

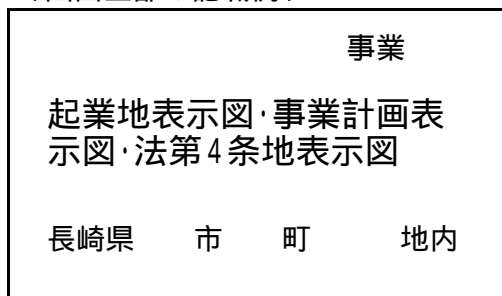
- ・ 収用の部分：うすい黄色
- ・ 使用の部分：うすい緑色
- ・ 収用し、若しくは使用しようとする物件又は、収用し、若しくは使用しようとする権利の目的物である物件の存する土地の部分：うすい赤色

起業地内に法第4条地(他の公共施設、例えば、道路、河川、配電線、電柱等)がある場合、当該施設の位置及び区域を厳密に表示し(任意の色で着色すること。ただし、うすい黄色、うすい緑色、うすい赤色を除く)、引き出し線を用い、添付書類の「土地収用法第4条に規定する土地に関する書類」中、「法第4条地調書」の図面番号( )を表示してください。

図面には凡例を付けてください。

図面上部には、次のように表示してください。

〔図面上部の記載例〕



(注)「起業地表示図」、「事業計画表示図」、及び「法第4条地表示図」を併用した場合の記載例です。

〔凡例の例〕

凡 例																			
着色 (うすい黄色)	<table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td style="width: 30px;">→</td> <td style="width: 40px; height: 20px; border: 1px solid black;"></td> <td>起業地 (収用の部分)</td> </tr> <tr> <td>→</td> <td style="width: 40px; height: 20px; border: 1px solid black;"></td> <td>起業地 (使用の部分)</td> </tr> <tr> <td>→</td> <td style="width: 40px; height: 20px; border: 1px solid black;"></td> <td>道路</td> </tr> <tr> <td>→</td> <td style="width: 40px; height: 20px; border: 1px solid black;"></td> <td>配電線・電柱</td> </tr> <tr> <td>→</td> <td style="width: 40px; height: 20px; border: 1px solid black;"></td> <td>電話線・電話柱</td> </tr> <tr> <td>→</td> <td style="width: 40px; height: 20px; border: 1px solid black;"></td> <td>字界</td> </tr> </table>	→		起業地 (収用の部分)	→		起業地 (使用の部分)	→		道路	→		配電線・電柱	→		電話線・電話柱	→		字界
→		起業地 (収用の部分)																	
→		起業地 (使用の部分)																	
→		道路																	
→		配電線・電柱																	
→		電話線・電話柱																	
→		字界																	
着色 (うすい緑色)																			
着色 (適当な色)																			
適当な色																			
適当な色																			
-----																			



(3) 事業計画表示図

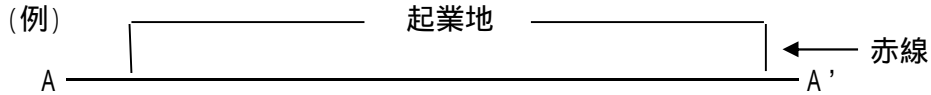
原則として、起業地表示図と併用してください。

事業計画書中の「事業計画の概要」の項に記載した施設を明示してください。

上記の施設については、内容を明らかにするため必要に応じて、平面図及び立面図を添付してください。（建物の縮尺は、原則として百分の1であること。）

建物については、各階の平面図及び立面図（4面）が必要です。

縦断面図、横断面図については、どこまでが起業地が赤線でハタあげしてください。



平面図、立面図、縦横断面図についても、その上部に、前記の「位置図」や「起業地表示図」の例に準じて、図面の表示をしてください。

起業地の範囲として認められるのは、施設等に必要な最小限の範囲に限られます。事業計画表示図上、工作物等（通路等を含む）に必要な範囲と認められない場合は、起業地を含めることはできませんので、ご注意ください。なお、工作物の地中の基礎までは、起業地を含めてください。（断面図を添付）

(4) 起業地選定比較図

「候補地比較検討一覧表」示したA案～C案の候補地について、図面中表示してください。（縮尺は適時。ただし、1面で、各案の位置関係が分かる縮尺であること。）

現地の形状をできる限り正確に表示し、適宜な色で着色してください。

(5) 各図面共通

図面を折りたたみ、その裏面に、「添付書類」の一覧で記載した見出しを付けてください。（なお、起業地表示図、事業計画表示図及び法第4条地表示図を併用する場合は、併用していることが分かるように記載してください。）

(例)

添付図面第1号
事業
位置図
縮尺 1 / 25,000
1葉中1

添付図面第2号
事業
起業地表示図・事業計画表示図・法第4条地表示図
縮尺 1 /
1葉中1

添付図面第 号
事業
平面図
縮尺 1 /
2葉中1

添付図面第 号
事業
立面図
縮尺 1 /
1葉中1

#### 4. 関連事業施行証書の作成方法

- (1) 本体事業の施行により必要に生じた事業のうち、当該事業自体が収用適格事業であり、かつ事業の内容が従前の機能の維持、復旧のために必要なものであれば、関連事業として事業認定を受けることが認められています。(法第16条)(例えば、道路の付替工事等)
- (2) 起業者が関連事業について施行権限を有していないと、事業認定を受けることができないことから、事業が関連事業に係わるものであるときは、起業者が当該関連事業を施行する必要を生じたことを証する書面(本体事業の施行者が関連事業を施行することについても起業者適格を有する旨を明示する書面(関連事業施行証書))を添付する必要があります。(法第18条第2項第3号)
- (3) 関連事業を施行するための権限付与について法令の規定が存在する場合(道路法第22条、河川法第18条等)には原則として当該規定に基づく書面が、その他の場合には関連事業に係る施設の本来の管理者と本体事業の起業者との協議書、協定書、事業施行委託書等が関連事業施行証書に該当しますので、当該書類の写しを添付します。
- (4) 協議書には、関連事業を施行する所在地、事業(施設)の種類と名称、施行延長、幅員、深さ等の工事概要のほか、潰すことになる現在施設の状況(延長、幅員等)を記載します。

(例)

図面 表示 番号	所在地	施設の種類 と 名 称	現 況			計 画		
			延長	幅員	構造	延長	幅員	構造

- (5) 管理者からの協議回答書のほか、起業者からの協議書も添付ししてください。

(注) 協議書は、相手方に送付する前に、写しをとっておいてください。以下で説明する法4条地や法令制限地にかかる照会文書についても写しを提出していただきますので、同様に写しを保管しておいてください。

照会文例（関連事業）

〇〇〇〇第〇〇〇号  
令和〇〇年〇月〇日

道路管理者 長崎県  
上記代表者 長崎県知事 〇〇〇〇様

起業者 長崎県〇〇市〇〇町〇番〇号  
〇〇市  
上記代表者 〇〇市長 〇〇〇〇

土地収用法第18条第2項第3号の規定に基づく意見について（照会）

〇〇市が施行する〇〇〇〇〇〇工事及びこれに伴う県道付替工事のために必要な土地について、土地収用法第16条の規定により、事業の認定を申請するに当たり起業地内に存する貴職管理に係る別記調書記載の施設の付替を、同法第18条第2項第3号の関連事業として施行する必要を生じたことを証するため、ご意見を承りたく照会します。

記

図面 表示 番号	所在地	施設の種類 と名称	現況			計画		
			延長 (m)	幅員	構造	延長	幅員	構造
ア	〇〇〇〇	県道 (〇〇〇〇)	34	8.0	アスファルト 舗装	40	8.0	アスファルト 舗装

意見書例

〇〇〇〇第〇〇〇号  
令和〇〇年〇月〇日

起業者 長崎県〇〇市〇〇町〇番〇号  
〇〇市  
上記代表者 〇〇市町 〇〇〇〇 様

道路管理者 長崎県  
上記代表者 長崎県知事 〇〇〇〇

土地収用法第18条第2項第3号の規定に基づく意見について（回答）

令和〇〇年〇月〇日付け〇〇〇〇第〇〇〇号により協議がありました標記については、支障ありません。

## 5 法第4条地関係書類の作成方法

- (1) 法第4条地（土地収用法第4条に規定する用地）は、法第3条各号に列記されている事業及び他の法律により収用または使用が認められている事業の用に供されている土地をいいます。
- (2) 事業認定の申請に係る事業の起業地内に、すでに収用適格事業の用に供されている土地（法第4条地）が含まれている場合は、その土地に関する調書、図面及び当該土地の管理者の意見書を添付する必要があります。（法第18条第2項第4号）
- (3) 主な法第4条地の例
  - ① 国道・県道・町道等道路法による道路
  - ② 河川法が適用され、または準用される河川（市町村または都道府県が管理条例を設けて河川として管理しているものは、「その他公共に利害に関係のある河川」として該当します。）
  - ③ 国・地方公共団体・土地改良区等が設置する農道、用・排水路等の施設
  - ④ 鉄道施設
  - ⑤ 電気事業の用に供する施設
  - ⑥ 電気通信事業者がその事業の用に供する施設
  - ⑦ 小学校・中学校等の学校施設
  - ⑧ 水道事業又は公共下水道の用に供する施設
  - ⑨ 市役所・試験所場・公園・広場 など
- (4) 図面については、特に支障がなければ起業地表示図と併用してください。（種類別に適宜に着色し、番号を付して調書との適合を図ってください。）
- (5) 意見書の写しを添付する際に、照会文の写しを添付して下さい。
- (6) すでに管理者から占用許可書、使用承諾書をとっている場合はこれらの写しを添付してください。

(法第 4 条地調書の作成例)

図面表示番号	郡・市・区・町・村・大字及び字の名称	現に供している事業(施設)の種類	供している土地の面積等	備考	
				管理者	意見書の有無
①	〇〇市〇〇字〇〇〇及び〇〇地内	電話線(〇〇線)	193m (電話柱 6 本)	西日本電信電話株式会社	有
②	〇〇市〇〇字〇〇〇地内	配電線(〇〇線)	147m (電柱 4 本)	九州電力送配電株式会社	有
③	〇〇市〇〇字〇〇〇地内	一般国道 〇 号	9 m <sup>2</sup>	国土交通大臣	有
④	〇〇市〇〇字〇〇〇地内	一般国道 〇 〇 〇 号	156 m <sup>2</sup>	長崎県	有
⑤	〇〇市〇〇字〇〇〇地内	県 道 (〇〇〇線)	56 m <sup>2</sup>	長崎県	有
⑥	〇〇市〇〇字〇〇〇地内	市 道 (〇〇〇線)	78 m <sup>2</sup>	〇〇市	有
⑦	〇〇市〇〇字〇〇〇地内	農業用道路 (〇〇〇線)	115 m <sup>2</sup>	〇〇市	有
⑧	〇〇市〇〇字〇〇〇、〇〇及び〇〇地内	二級河川 〇 〇 川	155 m <sup>2</sup>	長崎県	有

照会文例（法第4条地）

〇〇〇〇第〇〇〇号  
令和〇〇年〇月〇日

西日本電信電話株式会社  
〇〇支店長 〇〇〇〇様

起業者 長崎県〇〇市〇〇町〇番〇号  
〇〇市  
上記代表者 〇〇市長 〇〇〇〇

土地収用法第18条第2項第4号の規定に基づく意見について（照会）

〇〇市が施行する〇〇〇〇〇工事及びこれに伴う県道付替工事のために必要な土地について、土地収用法第16条の規定により、事業の認定を申請するに当たり起業地内に存する貴職管理に係る別記調書記載の土地を起業地に編入することについて、同法第18条第2項第4号の規定に基づく意見を承りたく照会します。

記

図面表示番号	郡・市・区・町・村、大字の名称	現に供している事業（施設）の種類	供している土地の面積等	備考
①	〇〇市〇〇字〇〇〇及び〇〇地内	電話線（〇〇線）	193m（電話柱6本）	

意見書例（法第4条地）

〇〇第〇〇〇号  
令和〇〇年〇〇月〇〇日

起業者 〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号  
〇〇市  
上記代表者 〇〇市長 〇〇〇〇様

西日本電信電話株式会社  
〇〇支店長 〇〇〇〇

土地収用法第18条第2項第4号の規定に基づく意見について（回答）

令和〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇第〇〇号により照会のあった標記については、支障ありません。

## 6 法令制限地関係書類の作成方法

- (1) 起業地内にある土地の利用について法令の規定による制限があるときは、当該法令の施行について権限を有する行政機関の意見書を添付する必要があります。(法第18条第2項第5号)但し、事業認定を受けるなど、土地収用法の適用対象事業となれば制限が当然に適用外となるもの、あるいは、届出をすれば制限が解除されるものについては、原則として意見書は不要です。
- (2) 事業認定の申請時において制限が解除されているものについては、添付する必要はありません。
- (3) 行政機関により許可、承認等をすでに得ているときはこれらの写しを添付してください。
- (4) 意見書の写しを添付する際には、照会文の写しを添付してください。
- (5) 法令制限地は、起業地及び事業計画を表示する図面に、区域線や引出し線、補助線を使って、その旨を表示してください。(この場合、任意の表示番号を記載してください)
- (6) 土地の利用を制限する主な法令の規定としては、次のようなものがある。

(例)

  - ・道路法第91条第1項(道路予定区域内の制限)
  - ・河川法第27条(河川区域内の土地の掘削等の許可)、同法55条第1項、57条第1項、58条の4第1項、58条の6第1項
  - ・海岸法第8条第1項(海岸保全区域内における行為の制限)、同法37条の5
  - ・砂防法第4条(砂防指定地における一定行為の禁止又は行為の制限)
  - ・地すべり等防止法第18条第1項(地すべり防止区域内における一定行為の制限)
  - ・自然公園法第13条第3項(特別地域)、同法14条第3項、24条第3項、26条第2項
  - ・森林法第34条第1項及び第2項(保安林における伐採等の制限)
  - ・その他

文化財保護法、測量法、港湾法、漁港漁場整備法、都市計画法、土地区各整理法、都市再開発法、下水道法、建築基準法、住宅地区改良法、生産緑地法、農業振興地域の整備に関する法律、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律など

照会文例（法令制限地）

〇〇〇〇第〇〇〇号  
令和〇〇年〇月〇日

地すべり防止区域管理者  
長崎県知事 〇〇〇〇 様

起 業 者 長崎県〇〇市〇〇町〇番〇号  
〇〇市  
上記代表者 〇〇市長 〇〇〇〇

土地収用法第18条第2項第5号の規定に基づく意見について（照会）

〇〇市が施行する〇〇〇〇〇工事及びこれに伴う県道付替工事のために必要な土地について土地収用法第16条の規定により事業の認定を申請するに当たり、起業地内に存する貴職管理に係る別記調書記載の土地を起業地に編入することについて、同法第18条第2項第5号の規定に基づく意見を承りたく照会します。

記

図面表示番号	所在地	現に供している事業（施設）の種類	利用制限法	起業地に編入する面積	備考
あ	〇〇県〇〇市〇〇字〇〇地内	地すべり防止区域	地すべり防止法	236㎡	〇〇〇地すべり防止区域

意見書例（法令制限地）

〇〇〇〇第〇〇〇号  
令和〇〇年〇月〇日

起 業 者 長崎県〇〇市〇〇町〇番〇号  
〇〇市  
上記代表者 〇〇市長 〇〇〇〇 様

地すべり防止区域管理者  
長崎県知事 〇〇〇〇

土地収用法第18条第2項第5号の規定に基づく意見について（回答）

令和〇〇年〇月〇日付け〇〇〇〇第〇〇〇号で照会があったこのことについて、当該土地の起業地編入については、支障ありません。



## 7 施行権限証書の作成方法

- (1) 事業の施行に関して行政機関の免許、許可または認可等の処分を必要とする場合は、これらの処分があったことを証明する書類または当該行政機関の意見書を添付する必要があります。
- (2) 申請に係る事業の施行権限等があることを疎明するものであり、現実に処分があった場合には当該処分に関する書類の写しを添付し、処分がない場合には処分の見込みを明らかにする行政機関の意見書の写しを添付してください。
- (3) 行政機関の意見書の写しを添付する場合には、照会文の写しも添付してください。
- (4) 事業の施行に当って必要とする許認可等を土地収用法第3条のいくつかの号について例示すると次のようなものがあります。

### 第1号関係（道路等）

道路法第22条、第24条、第74条。道路整備特別措置法第3条、13条。道路運送法第50条、第66条。駐車場法第12条

（第2号～第17号の2省略）

### 第18号関係（上・下水道施設等）

水道法第6条、第10条、第26条、第30条。工業用水道事業法第3条、第6条。

（工業用水道取水施設の場合）河川法第23条、第26条。下水道法第4条、第25条の3。

### 第22号関係（博物館等）

博物館法第10条

### 第23号関係（社会福祉施設等）

社会福祉法第62条、更生保護事業法第45条。職業能力開発促進法第16条。

### 第24号関係（国公立病院等）

医療法第7条

### 第25号関係（火葬場）

墓地、埋葬等に関する法律第10条

### 第26号関係（と畜場等）

と畜場法第4条。化製場等に関する法律第3条。

### 第27号関係（廃棄物処理施設等）

廃棄物の処理および清掃に関する法律第8条、第15条。

### 第28号関係（卸売市場）

卸売市場法第8条、第55条。（以下省略）

## 8 法第15条の14の規定に基づき講じた措置の実施状況を記載した書面の作成方法（事前説明会の開催手続等）

(1) 起業者は、事業の認定を受けようとするときは、あらかじめ、国土交通省令で定める説明会その他の措置を講じて、事業の目的及び内容について、当該事業の認定について利害関係を有する者に説明する必要があります。（法第15条の14）

説明会の開催に当たっては、「開催の公告」及び「関係者への通知」を行う必要があります。（土地収用法施行規則第1条の2及び第1条の3）

説明会の開催の際は、次のことに留意してください。

### ① 説明すべき事項

説明する事項は、事業の目的及び内容であり、説明会では起業地の範囲についても説明する必要があります。従って、起業地の範囲が確定した後に説明会を開催してください。（説明会場には、「起業地表示図」を掲示してください。）

説明会の対象となる「利害関係を有する者」とは、土地所有者や土地に対する権利等を有する関係人だけでなく、直接・間接に当該事業の影響を受ける者も含まれるので留意してください。

### ② 説明会開催の新聞公告

説明会の開催の公告は、説明会を開催する日の8日前までに、次の事項を事業の施行を予定する土地の存する地方の新聞紙で公告する必要があります。

イ 起業者の名称及び住所

ロ 事業の種類

ハ 事業の施行を予定する土地の所在

ニ 会合の場所及び日時

（参考 公告の期限）

説明会を21日に開催しようとする場合は、その前日の20日（起算日）が1日前となり、以下、13日が8日前になります。従って、21日に開催する場合は、同月の13日までに新聞による公告を行う必要があります。

### ③ 説明会開催の関係人への個別通知

関係人（起業地において、土地、建物その他土地に定着する物件又はこれらにある物権に関して権利を有する者で、これらの権利を提供することについて同意をしていない者（「権利の提供」について契約していない者））へ、説明会の開催を文書で通知する必要があります。文書の通知は、説明会を開催する日の8日前までに、発送する必要があります。

(2) 申請書に添付して提出する書面は、次の「土地収用法施行規則別記様式第6の2の作成例」によってください。また、この書面には、施行規則第1条の2第1項第2号の規定により説明会の開催公告をした新聞紙の写しを添付してください。

【土地収用法施行規則別記様式第6の2の作成例】

〇〇第 〇 〇 号  
(事業認定申請と同一年月日) → 令和〇〇年〇月〇〇日

長崎県知事 〇〇 〇〇 様

起 業 者 長崎県〇〇市〇〇町〇番〇号  
〇〇市  
上記代表者 〇〇市長 〇〇〇〇

土地収用法第 15 条の 14 の規定により講じた措置は、次のとおりである。

記

- 1 事業の種類  
〇〇〇〇〇〇〇〇〇建設事業
- 2 説明のための会合を開催した日時  
令和〇〇年〇月〇〇日(木) 午後〇時～午後〇時〇〇分
- 3 説明のための会合を開催した場所  
〇〇市〇〇公民館(〇〇市〇〇町〇〇〇番〇号)
- 4 説明のための会合の開催の公告を行った日及び当該公告を行った新聞紙の名称  
令和〇〇年〇月〇日(水) 〇〇新聞、〇〇新聞
- 5 土地収用法施行規則第 1 条の 2 第 1 項第 3 号の規定による通知を行った者の数  
〇〇名
- 6 説明のための会合に参加した者の概数  
約〇〇名
- 7 説明のための会合を打ちきった場合においては、その旨及びその根拠となる条項  
該当なし (注) 会合の打ち切りの根拠となる条項は、土地収用法施行規則第 1  
条の 3 第 1 項第 1 号～第 3 号のいずれか。

※新聞公告の写しの添付が必要です。

説明会開催の新聞公告の例→

※提出する新聞公告の写しには、  
「新聞紙の名称」、「掲載年月日」及び「掲載面の頁」を付記してください。  
例：長崎新聞、令和〇〇年〇月〇日、第〇〇面

土地収用法に基づく事業説明会の開催について  
 〇〇〇〇〇〇〇〇建設事業の目的及び内容についての説明会を次のとおり開催します。

起業者 〇〇市

起業者の住所 〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番〇号

事業の種類 〇〇〇〇〇〇〇建設事業

事業予定地 〇〇県〇〇市〇〇町字〇〇地内

開催日時 令和〇〇年〇月〇日（〇曜日）  
午後〇時〇〇分から同〇〇時まで

開催場所 〇〇〇〇公民館  
（〇〇市〇〇町〇〇〇番〇号）

問い合わせ先 〇〇市〇〇部〇〇課  
電話 〇〇〇—〇〇〇—〇〇〇〇

説明会開催の関係人への個別通知例

〇〇〇〇第〇〇〇号  
令和〇〇年〇月〇日

〇〇〇〇〇 様

〇〇市長 〇〇〇〇

土地収用法に基づく事業説明会の開催について

〇〇〇〇〇〇〇〇建設事業の目的及び内容についての説明会を下記のとおり開催しますのでご案内いたします。

記

1. 起業者 〇〇市
2. 起業者の住所 〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番〇号
3. 事業の種類 〇〇〇〇〇〇〇建設事業
4. 事業予定地 〇〇県〇〇市〇〇町字〇〇地内
5. 開催日時 令和〇〇年〇月〇日（〇曜日）  
午後〇時〇〇分から同〇〇時まで
6. 開催場所 〇〇〇〇公民館  
（〇〇市〇〇町〇〇〇番〇号）
7. お問い合わせ先 〇〇市〇〇部〇〇課  
〒〇〇〇—〇〇〇〇  
〇〇市〇〇町〇〇番〇号  
電話 〇〇〇—〇〇〇—〇〇〇〇

## 【事業認定申請 Q&A】

### < 申請書等の作成要領 >

Q1. 事業により得られる公共の利益とはどのようなものでしょうか。

A1. 事業により得られる公共の利益とは事業の施行により現状の不利益(事業の施行を必要とする劣悪、危険な状態が放置されることにより生じる社会的、経済的な不利益、損失)が解消されることをいいます。

Q2. 事業により失われる利益が軽微なことはどのように説明するのでしょうか。

A2. 例えば、起業地及びその周辺の希少動植物や埋蔵文化財は存しないことを庁内の担当部局に意見照会により確認した旨、これらの希少動植物や埋蔵文化財が確認された場合は必要な保全措置を講じる予定である旨を説明することになります。

Q3. 起業地表示図には、付近の地形や、主要な建物はどこまで記入すればいいですか。

A3. 起業地表示図は、起業地の範囲を明確にし、土地所有者及び関係人が自己の権利に係る土地が起業地に含まれるか否かを明らかにするためのものであるため、近隣住民が場所をすぐに特定できるだけの範囲が必要になります。  
目印となるものを図面上に入れるようにしてください。

Q4. 事業認定申請書の作成は、業者に委託しないでも作成できますか。

A4. 申請書の文章・参考資料等については、これまでも各市町の方で作成している例はありますが、起業地表示図の図面は正確な図面(起業地内にある主な物件の表示も必要)が必要になりますので、業者に委託して作成しているようです。  
また、建設する建物等についても、各種の正確な図面の作成が必要になりますので、これについても業者に委託されているようです。

Q5. 法第4条地(土地収用法第4条に規定する用地)調書に記載する必要のある用地は、道路法による道路、河川法が適用、又は準用される河川などの記載がありますが、具体的なものとして何がありますか。

A5. 具体的にいうと市の公園、都市下水路、上水道、九電の配電線、N T Tの通信線、ガス会社の導管などがあります。様々なものがありますので注意が必要です。

Q6. 駐車場整備事業における、駐車マス・車路幅の規格の考え方について教えて下さい。

A6. 規格については、合理的な計画であることを説明していただく必要があります。

「道路構造令の解説と運用」(社団法人 日本道路協会)「駐車場設計・施行指針について」(H4.6.10 道路局企画課長通達)及び「長崎県福祉のまちづくり条例施行規則第4条(整備基準等)」等を参照してください。

Q7. 事業認定申請において、特に注意を要する点はどこでしょうか。

A7. 事業の必要性については、現状の不利益をベースに整理することとなるので、現状の不利益から整理を進めてください。事前相談開始時においては、箇条書き程度で構わないので、何が原因でどのような問題や課題が発生しているのか、また、近い将来確実に発生すると予想される将来の不利益について洗い出しをする必要があります。

#### <事前説明会の開催手続き等について>

Q8. 事前説明会の開催時期は、事業認定申請前であればいつでもよいのでしょうか。

A8. 事前説明会では、「事業の目的及び内容」及び「起業地の範囲」について説明する必要があることから、起業地の範囲が確定した後であれば、いつ開催しても構いません。

なお、起業地の範囲が確定したとして事前説明会を開催した後、事業計画に著しい変更がある場合や起業地の範囲が大きくなる場合については、再度説明会を開催する必要がありますことに留意してください。

Q9. 本市には週刊の新聞紙もありますが、事前説明会の公告は週刊の新聞紙で行うことはできますか。

A9. 土地収用法施行規則第1条の2第1項第2号の地方の新聞紙は日刊の新聞紙を予定しており、週刊の新聞紙への公告掲載は同号の新聞紙への公告掲載とはなりません。週刊の新聞紙に公告掲載しても別途日刊の新聞紙に公告掲載する必要があります。

Q10. 事前説明会の当日、参加者が1人もいない場合はどうすればいいのでしょうか。

A10. そのまま待機して新聞公告した終了予定時間をまって終了する対応と、土地収用法施行規則第1条の3第1項の規定により説明会を打ち切る対応があります。なお、同条第2項では、説明会を打ち切ったときは、説明会終了予定時間まで、説明会会場又はその付近の適当な場所に、前項の規定により説明会を打ち切った旨を掲示しておかなければならない旨が規定されており、この措置を講じなかった場合は、土地収用法第15条の14に規定する国土交通省令で定める説明会の開催その他の措置を講じたことにはなりませんので、再度、説明会の開催が必要となることに留意して下さい。

#### <事業認定の申請について>

Q11. 申請手数料の納入方法について教えてください。

A11. 県発行の納入通知書により納付していただきます。手順は以下のとおりで、全て同日に行っていただきます。

申請日に申請図書と申請手数料を持参する。

県発行の納入通知書を受け取る。

公金取扱銀行で手数料を納入する。

領収書を県の担当に手渡す。(写しをとらせていただきます。)

領収書を受け取る。

Q12.申請から告示までの処理期間はどのくらいですか。

A12.通常、「税金対策」を目的とする場合でも、「協議開始」から「事業認定申請」まで、最短で4か月～5か月程度、「事業認定申請」から「認定告示」まで1か月半～2か月程度要しています。